

草加市公共事業評価監視委員会 概要

住宅市街地総合整備事業とは

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点の開発を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



（交付率：1/3）

良質な住宅の供給

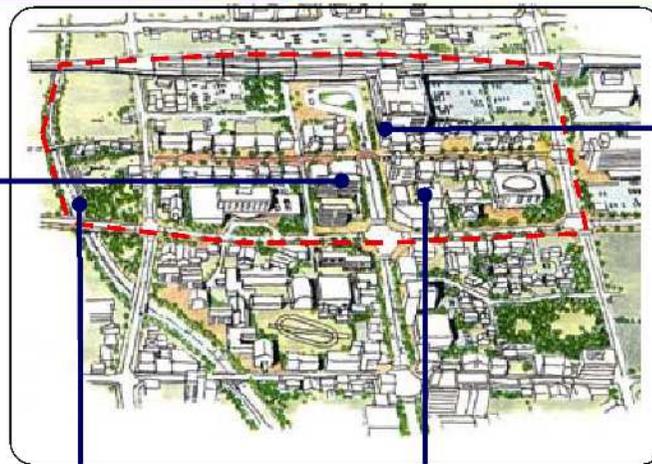
拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

（交付率：1/3）



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

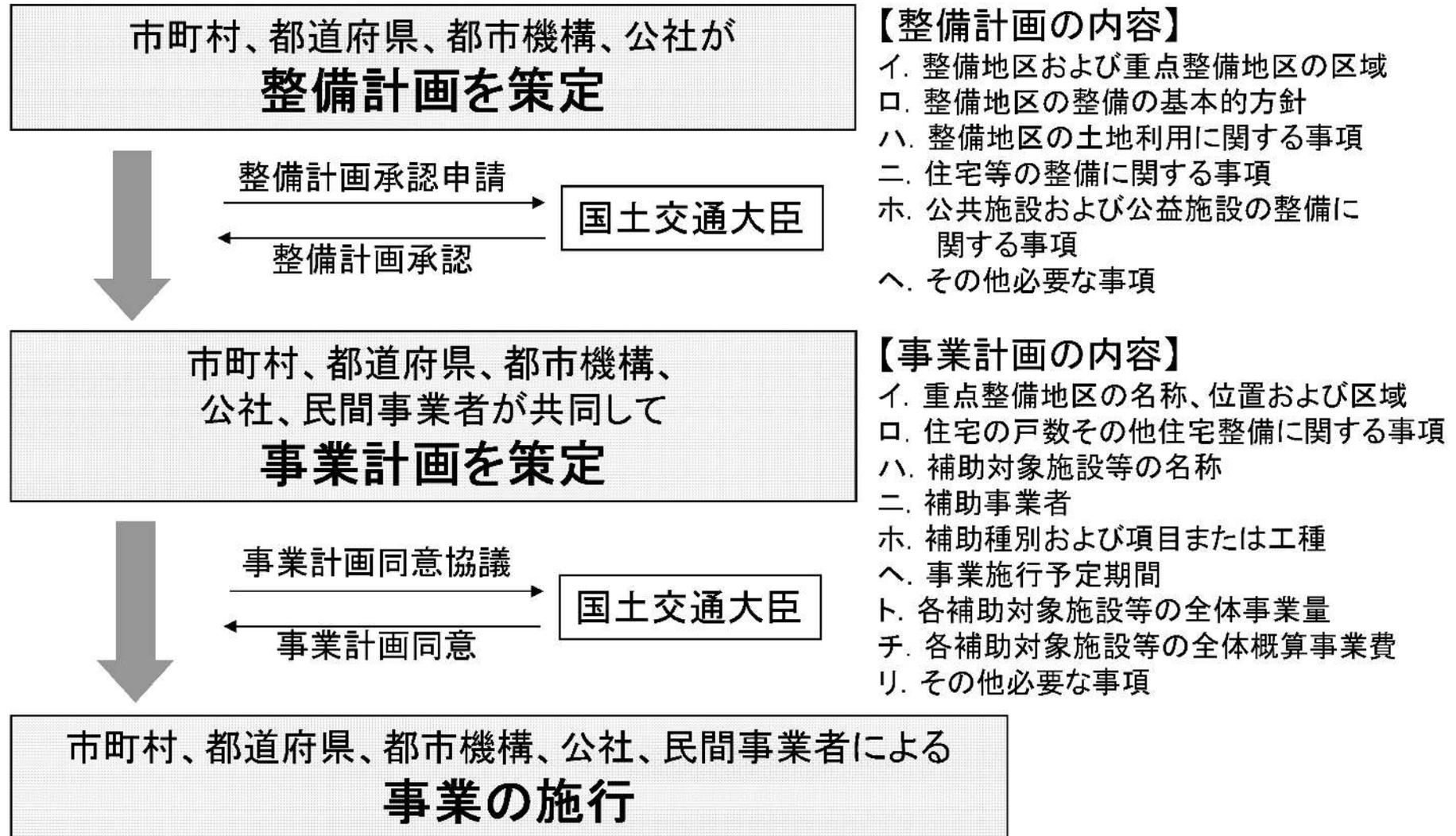
受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

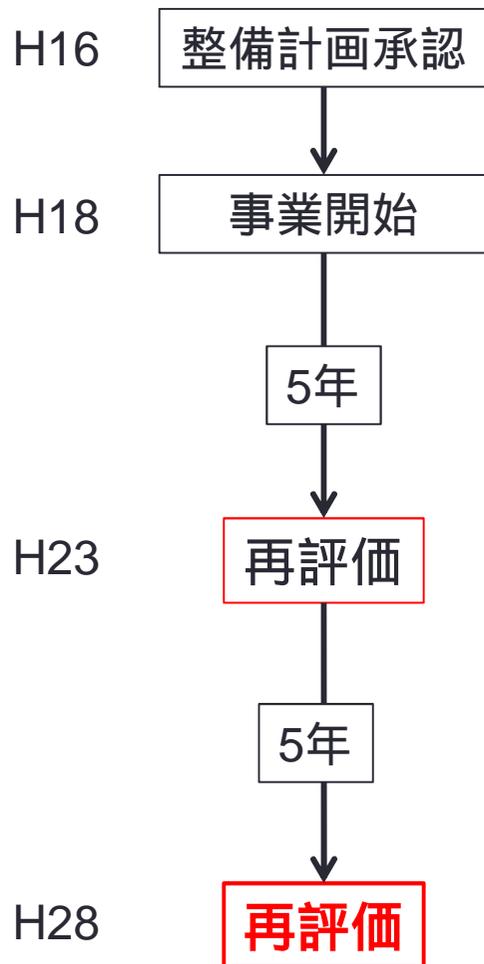
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

住宅市街地総合整備事業のフロー



※松原団地駅西側地区は、平成16年3月付けで整備計画承認を受けている。

住宅市街地総合整備事業の再評価



- 「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（以下「実施要領」）では、住宅市街地総合整備事業は5年毎に評価を実施することとなっており、松原団地駅西側地区は平成23年に再評価を行ってから5年経過したことから、再び再評価を行います。

- 再評価は、事業の効率性や実施過程等の透明性を図るために事業の評価を行い、事業の継続に当たり必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には、事業の中止をするものです。

草加市公共事業評価監視委員会とは

- 再評価は、実施要領により事業評価監視委員会が行うこととされ、草加市では「草加市公共事業再評価実施要綱」等により、草加市公共事業評価監視委員会が行うこととなっています。
- 市は、国交省の「住宅市街地総合整備事業費用対効果分析マニュアル（案）」により、B/Cで費用対効果を算出し作成した対応方針（案）について、委員会へ意見を求めます。
- B/Cが1.00以上であれば、事業の費用より大きい便益があると判断できます。

